

こども教育保育課、こども発達支援センター及び壺屋児童館デジタル
カラー複合機賃貸借及び保守業務契約に係る入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項(3件)

- (1) 件 名 ①こども教育保育課デジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務
②こども発達支援センターデジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務
③壺屋児童館デジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務
- (2) 履行場所 ①那覇市こどもみらい部こども教育保育課内
②那覇市こども発達支援センター
③那覇市壺屋児童館
- (3) 履行期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで(60か月)
- (4) 履行内容 各「デジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務の仕様及び条件」
のとおり
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市町村税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本市において、入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) R6・R7 年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (8) 令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間に、沖縄県内の官公署との間でデジタル複合機賃貸借及び保守業務契約に相当する契約を 2 件以上(同一の官公署におけるものも可。)締結し、又は締結中であり、これらの全てを誠実に、履行し、又は履行中であること。
- (9) 本市内に本店、支店等を有していること。

3 入札に係る契約についての質問の方法等

- (1) 質問の方法 質問書(第 1 号様式)に質問の内容を入力し、次のメールアドレスに電子メールを送信(質問がない場合は、不要)
E-mail : KM-KY0001@city.naha.lg.jp
- (2) 質問の期限 令和 7 年 6 月 13 日(金) 午後 4 時まで
- (3) 質問の回答 令和 7 年 6 月 20 日(金)までに那覇市ホームページに回答を掲示する

4 入札説明会 実施しない。

※ 各「デジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務の仕様及び条件」を確認すること。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 提出する書類
本件入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
ア 入札参加資格確認申込書(第2号様式)
イ 契約実績証明書(第3号様式)
ウ 応札機器仕様対応チェックリスト(第4号様式)
(※応札機器の仕様が確認できるカタログ等の写しも添付すること。)
- (2) 提出期限及び提出方法
令和 7 年 6 月 24 日(火) 午後 3 時までに電子メールにて提出すること。

※ただし、(1)ーアの原本については、入札開始時までには必着又は持参すること。

- (3) 提出先 那覇市こどもみらい部こども教育保育課
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 3階
メールアドレス：KM-KY0001@city.naha.lg.jp
- (4) 結果通知 令和7年6月27日(金)までに担当者宛電子メールにて通知する
- (5) その他
 - ア 提出する書類の作成及び提出に係る費用は、申込者が負担すること。
 - イ 提出された書類の提出期限後の差替え及び再提出は、認めない。
 - ウ 提出期限までに提出書類を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者の入札への参加は、認めない。
 - エ 入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札参加資格を欠くこと等が判明した場合は、その確認結果を取り消す。
 - オ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月1日(火) 午前10時30分
 - ※ 台風等により路線バスの運行が停止となった場合で、入札執行時刻の2時間前までにバスの運行が開始されないときは、当該入札の執行を延期する。
この場合において、延期後の入札執行の日は、那覇市ホームページへ掲載する。
- (2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎3階(301AB会議室)

7 契約条項及び様式等を示す場所 那覇市ホームページ内

8 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条に該当する場合は、免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を請求するものとする。

9 入札方法

- (1) 1ー(1)に示す業務3件を分けて入札を実施する。
- (2) 入札金額は、機器の月額賃貸借料とモノクロ、カラーそれぞれの月額保守料金を合算した月額を記載すること。
- (3) 本件に係る全ての費用（機器賃貸料、保守料金、トナー、ステープル等消耗品、及び設定料等）を入札金額に含めること。
- (4) 入札金額は、消費税抜きの金額を記載すること。
- (5) 入札時提出する書類
 - ア 入札書(第5号様式)

(※ 1 回目で落札に至らなかった場合、最大 3 回まで入札を執行しますので、
予め 3 部入札書をご用意ください。)

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状(第 6 号様式)

ウ 入札参加資格確認申込書(第 2 号様式)の原本が未提出の場合は、その原本

(6) 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札又は〒マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を使用して記載された入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度(3 回目の場合は、初度及び 2 回目)の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約保証金

契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を納付しなければならない。
ただし、那覇市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は免除することができる。

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

13 問い合わせ先

那覇市こどもみらい部こども教育保育課 担当 林
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話番号：098-861-2113 FAX 番号：098-861-2114

E-mail：KM-KY0001@city.naha.lg.jp